

診療所(無床)開設手続き(個人)

足立区内で診療所・歯科診療所を開設したときは、足立保健所へ届出が必要です。

開設手続きの流れ

保健所へ事前相談（図面をお持ちのうえ、必ず施設の着工前にご相談ください）

診療所開設…………… 診療所開設届 診療用エックス線装置備付届
はエックス線装置を設置された場合のみ提出

保健所の実地検査

開設届の副本交付（実地検査の2営業日後の午後以降）

保険医療機関の指定申請・保険診療開始
（関東信越厚生局東京事務所 裏面参照）

保険診療手続き・提出期限について、事前に厚生局へご確認ください

届出書類

診療所開設届 以下の書類を添付し、開設後 10 日以内に提出

		部数		備考
		原本	写し	
1	診療所開設届	2		
2	管理者の医師または歯科医師免許証	○	2	原本は照合後、返却します
	臨床研修等終了登録証 (医師:平成 16 年 4 月以降に免許取得した方) (歯科医師:平成 18 年 4 月以降に免許取得した方)	○	2	
3	管理者の職歴書(顔写真添付)	2		顔写真は正本のみで可
4	診療に従事する医師または歯科医師免許証	不要	2	
	臨床研修等終了登録証 (医師:平成 16 年 4 月以降に免許取得した方) (歯科医師:平成 18 年 4 月以降に免許取得した方)	不要	2	
5	業務に従事する助産師・薬剤師の免許証	不要	2	
6	土地および建物の登記事項証明書	2		一部は写しでも可。 ビルの一部を賃貸する場合は土地の登記事項証明書は省略可
	賃貸契約書の写し (土地または建物を賃借する場合)	2		
8	敷地の平面図	2		ビルの一部を使用する場合はそのフロア全体の平面図

9	診療所の平面図(縮尺 1/100 以上のもの)	2	
10	案内図	2	

申請時や実地検査時に、管理者の確認のため本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご用意ください。ご協力をお願いいたします。

診療用エックス線装置備付届 以下の書類を備付後 10 日以内に提出

		部数	備考
1	診療用エックス線装置備付届	2	
2	エックス線診察室放射線防護図 平面図	2	縮尺 1/50 以上のもの
	立体図	2	
3	漏洩線量測定報告書	2	

診療用エックス線装置備付届(添付書類含む)は、1 台ごとに届出が必要です

保険医療機関の指定申請窓口

関東信越厚生局東京事務所

〒163-1111 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22-1 新宿スクエアタワー 11 階 (東京メトロ西新宿駅徒歩 7 分)

審査課代表 TEL03-6692-5119 FAX03-6698-5447



<お問い合わせ先>

東京都足立区中央本町 1 - 5 - 3

足立区足立保健所 生活衛生課 医薬衛生係

T E L 03-3880-5362 (直通)

F A X 03-3880-6998